広島県障害者支援課

1 趣旨

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修(以下「更新研修」という。)及び相談支援従事者現任研修(以下(現任研修)という。)の受講に必要な実務経験の期間について、令和5年6月30日付け国通知に係る対応を整理する。

2 国通知 (R5.6.30) の内容

- ・更新研修及び現任研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことを趣旨の1つとしていることから、研修受講に当たっての実務経験(5年間に2年以上の実務経験)を求めているもの。
- ・<u>必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合でも受講を認めて差し支えない。</u>
- ・日数の下限は具体的には定めないが、趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断すること。

[研修受講対象者(国実施要綱)]

更新研修:①研修受講日にサビ管・児発管・管理者・相談支援専門員として現に従事している者

②研修受講日前5年間において2年以上①の業務に従事していた者

現任研修:過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある者

3 本県における現在の取扱い

更新研修・現任研修ともに、今年度の受講対象者は、平成30年度の旧カリキュラムでの研修修了者としている。旧カリキュラムの研修修了者は、初回の更新研修・現任研修の受講に限り、勤務年数等に関わらず全員が受講可能とされているため、今年度までは実務経験の確認は行っていない。

令和6年度以降は、新カリキュラムでの修了者が受講するため、国実施要綱に基づき、実務経験を満たすこと を確認する必要がある。

4 検討

- ・国通知は、更新研修及び現任研修の受講に当たって、勤務日数を定めなくても、2年以上の実務経験があれば、 十分な研修効果を得られるとするものであると考えられる。
- ・一方で、県において勤務日数の下限を設定しようとする場合、今年度までは実務経験の確認が不要であったため、下限日数を設定する際の根拠となる数値を持っておらず、適正な下限日数の設定は困難である。
- ・本県では、更新研修においてすでにグループスーパービジョンを行っているなど、一定の実務経験を持っていることを求めている。一方、国通知を踏まえ、1年180日の勤務を下回ってもよいケースを整理する必要がある。
- ・なお、サビ児管研修(基礎研修、実践研修)及び相談支援従事者研修(初任者研修、主任相談支援専門員研修) においては、国通知により、経験年数1年につき180日の勤務日数(時間は問わない)が求められている。

5 令和6年度以降の取扱い

- ・更新研修、現任研修ともに、「5年間に2年以上の実務経験を満たすこと」という国実施要綱に定める基準の充足を前提とし、加えて、原則1年につき180日以上(時間を問わない)の勤務日数を満たすことを求める。ただし、1年につき180日を満たさない場合は、受講申込時に「勤務日数を満たさないことに係るやむを得ない理由」を記載させる。
- ・<u>やむを得ない理由が「産休」、「育休」、「病気休職」や「人事異動」等、本人の不可抗力によるものである場合</u>は、勤務日数が0日である場合を除き、不足する日数を問わず、<u>受講を認める</u>ものとする。
- ・やむを得ない理由が上記以外のものである場合は、不足する日数を問わず、原則として受講は認めないが、研修受託事業者による判断が困難な事例については、県への連絡を求め、県が個別に判断を行う。